

# I 近畿厚生局の概要



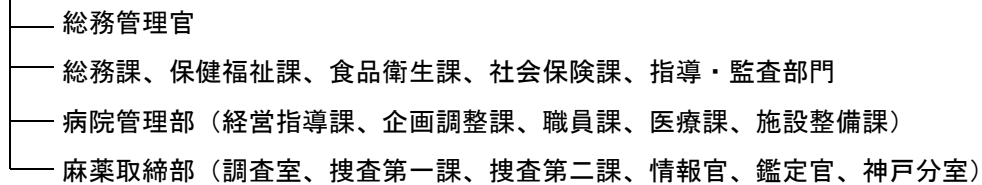
# 1 沿 革

## ●平成 13 年 1 月

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局 長



## ●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

## ●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

## ●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

## ●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

## ●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画・立案・調整等を行うため企画調整課を設置しました。

## ●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るために指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

## ●平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るために特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

## ●平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

## ●平成 26 年 4 月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のために調査課を設置しました。

●平成 27 年 4 月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成 27 年 2 月末で受付を終了し、同年 3 月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審査のうえ、公平かつ公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正審議会が設置され、局内には年金審査課を設置しました。

また、組織改正により年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成 28 年 3 月

厚生局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことに伴い、平成 28 年 3 月末に福祉指導課を廃止しました。

●平成 28 年 4 月

地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務等を行うため、地域包括ケア推進課を設置しました。

※ 近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

<地方分権第 4 次・5 次・6 次一括法施行関係>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした法律が、以下のとおり施行されました（一部の事務・権限を除く）。

○第 4 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）（平成 26 年 6 月 4 日公布）

○第 5 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 27 年法律第 50 号）（平成 27 年 6 月 26 日公布）

○第 6 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 47 号）（平成 28 年 5 月 20 日公布）

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県等へ移譲しました。

<社会福祉法施行関係>

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた 2 以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成 28 年 4 月 1 日から主たる事務所が所在する府県へ移譲しました。

【平成 27 年 4 月 1 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
2	児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
3	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
4	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
5	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
7	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
8	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		
9	医療法（医療法人（一部）の設立認可・監督	○		
10	医療法（国の開設する病院等の開設承認等）	○	○	○
11	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
13	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
14	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
15	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
16	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
17	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
18	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
19	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
20	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
21	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
22	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
23	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
24	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
25	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
26	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
27	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
28	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
29	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
30	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
3 1	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 2	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 3	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 4	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 5	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
3 7	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
3 9	介護保険法（介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等）	○		
4 0	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
4 1	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
4 2	調理師の試験に関する学力認定等	○		
4 3	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
麻薬及び向精神薬取締法（麻薬小売業者間譲渡許可）	○		

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
健康増進法（誇大表示の禁止に係る勧告・命令）	○	○

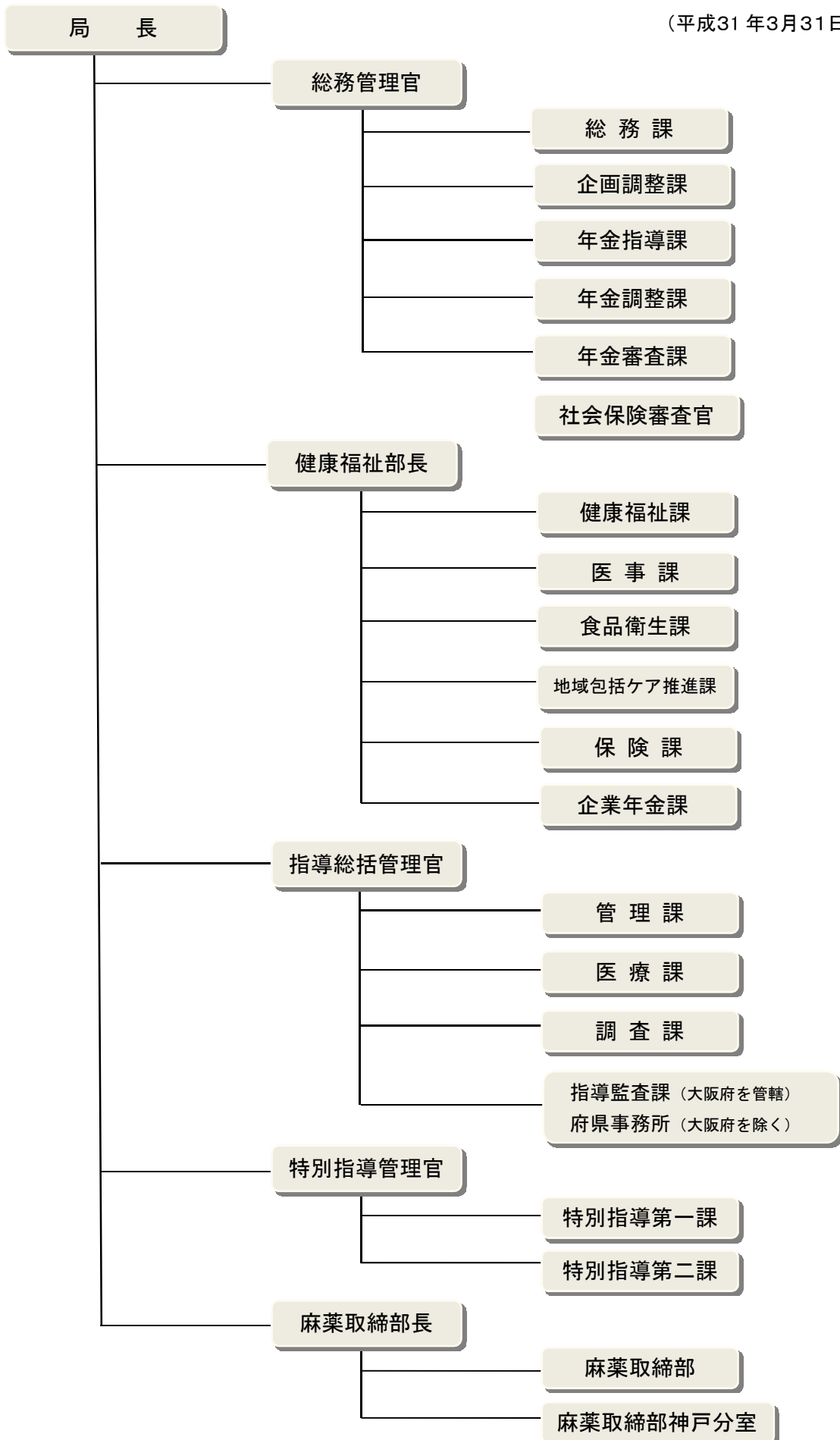
事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
社会福祉法（社会福祉法人の認可・監督等）	○		

【平成 29 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（指定検査機関の指定・監督）	○	○

## 2 組 織

(平成31年3月31日現在)





### 3 所在地等 (平成31年3月31日現在)

(1) 本局 住所 〒541-8556 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階・4階

総務課	電話	06-6942-2241	FAX	06-6946-1500
企画調整課		06-6942-2413		06-6942-2249
年金指導課		06-7711-9005		06-7711-9007
年金調整課		06-7711-9006		06-7711-9007
管理課		06-6942-2248		06-6942-2330
医療課		06-6942-2414		06-6942-9125
調査課		06-7711-9012		06-6942-2249
特別指導第一課		06-7711-9003		06-6942-2249
特別指導第二課		06-7711-9004		06-6942-2249
麻薬取締部		06-6949-6336		06-6949-6339

(2) 第2庁舎(大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階・8階

健康福祉課	電話	06-4791-7311	FAX	06-4791-7352
養成施設担当		06-6942-2383		06-4791-7352
医事課		06-6942-2492		06-6942-5089
医薬品等監視指導室		06-6942-4096		06-6942-2472
食品衛生課		06-4791-7312		06-4791-7353
地域包括ケア推進課		06-7711-9020		06-4791-7352
保険課		06-4791-7313		06-4791-7354
企業年金課		06-4791-7314		06-4791-7354
指導監査課		-		-
施設基準グループ		06-7663-7663		06-4791-7355
審査グループ		06-7663-7664		
指導第1グループ		06-7663-7665		
指導第2グループ		06-7663-7666		
社会保険審査官		06-7711-8001		06-7711-8003

(3) 大阪第2法務合同庁舎

年金審査課	住所	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎5階		
	電話	06-6941-2308	FAX	06-6941-2400

(4) 府県事務所

福井事務所	住所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階		
	電話	0776-25-5373	FAX	0776-25-5375

滋賀事務所	住所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階		
	電話	077-526-8114	FAX	077-526-8116

京都事務所	住所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 リそな京都ビル5階		
	電話	075-256-8681	FAX	075-256-8684

兵庫事務所	住所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階		
	電話	078-325-8925	FAX	078-325-8928

奈良事務所	住所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階		
	電話	0742-25-5520	FAX	0742-25-5522

和歌山事務所	住所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階		
	電話	073-421-8311	FAX	073-421-8315

(5) 神戸地方合同庁舎

麻薬取締部	住 所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 3 階		
神戸分室	電 話	0 7 8 - 3 9 1 - 0 4 8 7	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 3 7 6 9

## 4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

### 近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

